

ラオスにおける Access to Justice の状況（各論 2） （地方における関連機関の実情・第2 サワンナケート）

JICAラオス長期派遣専門家

阿讃坊 明 孝

第1 はじめに

本稿は、ラオスにおける Access to Justice の状況に関連し、前稿（ICD NEWS 第93号）でご報告させて頂いたルアンナムター県の関連機関の実情報告に続くものであり、Access to Justice の普及の難しい地方の具体的状況について報告する（調査の概要ないしは端緒の詳細については前稿参照）。前稿では下記①及び②のルアンナムター県所在の関係機関を取り扱ったが、本稿では、ラオスの中規模都市であるサワンナケート県中心部所在の下記③及び④の機関への視察結果について報告させて頂く。

（視察先）

- ① ルアンナムター県司法局 リーガルエイドオフィス
- ② ルアンナムター県裁判所
- ③ サワンナケート県弁護士会事務所
- ④ サワンナケート村落調停ユニット（Village Mediation Unit: VMU）

前稿同様、本件報告はあくまでラオス内の Access to Justice に関係しうる機関のうち一部の実情報告であるため、これをその他の地域や機関全てに同じく当てはめることはできない。

また、本件報告は通訳を介した口頭での聴取結果であり、時間的制約もある中で実施された視察であることから、回答された内容の詳細に関する正確性については保証をしかねるという点について注意されたい。

それでも、現地の状況を把握するためのリアルな様子を伝えることはできると考えており、ラオスの実情の一端を把握する助けとなれば幸いである。

第2 サワンナケート県概要¹

- 1 人口 およそ102万人（2017）
- 2 面積 2万1774km²（滋賀、京都、大阪、奈良、兵庫の5府県の合計程度）
- 3 位置 ラオスの中南部、首都ヴィエンチャンから南東方向（陸路で約460km）。タイとベトナムを結ぶ東西回廊が通過しており運輸上の要路。²

¹ knoema「World Data Atlas『Savannakhet』」

（<https://jp.knoema.com/atlas/> ラオス人民民主共和国/Savannakhet, 2022年12月7日最終閲覧）

² JICAラオス事務所「ラオス概況」2022年8月（https://www.jica.go.jp/laos/ku57pq00000468zk-att/summary_202208.pdf, 2022年12月7日最終閲覧）

(位置情報 /Google Map)

<https://www.google.com/maps/place/カイトーン・ポムウィハーン>

[/@16.5672097,104.7334977,13z/data=!3m1!4b1!4m5!3m4!1s0x313dc5e0e65d9353:0xd7aa0b924e1d8a3f!8m2!3d16.5720526!4d104.7686868](https://www.google.com/maps/place/@16.5672097,104.7334977,13z/data=!3m1!4b1!4m5!3m4!1s0x313dc5e0e65d9353:0xd7aa0b924e1d8a3f!8m2!3d16.5720526!4d104.7686868)



(出典 : maps Laos. <https://ja.maps-laos.com/>)

第3 サワンナケート県弁護士会事務所（サワンナケート県司法局内）

1 視察先概要

サワンナケート県弁護士会事務所は、県の弁護士会活動及び個々の弁護士活動に関する日常業務を管理する組織であり、³ 2020年時点において、首都及びサワンナケートを含む8県に弁護士会事務所を設置している。これは、ラオス弁護士会（Lao Bar Association: LBA）の地方単位会という構成ではなく、あくまでラオス弁護士会の一要素である。⁴ 本稿においては、サワンナケート県弁護士会事務所について、単に「県弁護士会」という。

2 視察日時：2022年2月7日 午前8時30分～午前9時55分

県弁護士会のブンティン会長、チンダーラット会長補佐、ブタノン弁護士らに当方の視察にご対応頂いた。

3 県弁護士会について

弁護士会の施設としては、県司法局の建物内の2部屋を借りて弁護士の執務室として使用しており、その他に弁護士会事務局の部屋を県司法局と共有している。

視察当時において7名の弁護士が県弁護士会に所属しており、その他に研修生が5名いる。⁵ 会員弁護士の中には、弁護士会での常勤弁護士^{6,7}が3名おり、その他に非常勤弁護士が所属している。ラオスでは、弁護士となるためには弁護士会の組織に加入する必要があり強制加入団体である。⁸

4 県内の弁護士について

(1) 事務所の設置状況

現在、県内には2つの法律事務所（会社のような組織形態を有する事務所）が存在しているが、そのような事務所を設置せずに在宅で仕事をしている弁護士も存在する。

(2) 弁護士の担当事件の概要

刑事事件は、軽微な事件（全体の10%程度）以外はほとんど裁判所に係属するという感覚。

民事事件では、調停から裁判移行後も、裁判の中での和解が試みられる。

民事での交渉・調停段階では弁護士が関与しないことが通常である。そこで話し

³ 2016年弁護士法49条1項（6号/国民議会）

⁴ 入江克典「ラオスにおける弁護士制度の概要と現状」ICD NEWS第83号25頁（2020.6）

⁵ 入江・前掲注4）23頁によれば、2019年3月時点ではあるが、ラオス全体の弁護士数は243名、うち首都ヴィエンチャンに所属する者は211名である。このように、弁護士の大多数が首都に偏在しており、地方における弁護士数は、サワンナケートのような比較的人口の多い県であっても少数である。

⁶ 2016年弁護士法41条、42条（6号/国民議会）

⁷ 前掲注6記載の弁護士法の定める常任委員会委員を指している可能性もあるが、単に県弁護士会に常駐している弁護士を指している可能性もあり、定かではない。以下、文中の「常勤弁護士」について同様。

⁸ 2016年弁護士法16条、17条（6号/国民議会）

合いがまとまらず裁判となった段階で、当事者が弁護士に依頼する場合がほとんどである。

県内で事件数の多い事件は、民事では離婚、消費貸借契約の債務不履行。刑事では麻薬、窃盗事件が多い。

(3) 弁護士の担当事件数

弁護士会の常勤弁護士は、裁判所からの信頼に基づき裁判所から依頼された仕事を引き受けることが多く、その数は年間20件～40件程度である（弁護士会が関与しない事件については未聴取）。

なお、2021年中のサワナケート県での事件中、県弁護士会が関与した裁判所係属事件は、民事事件10件、刑事事件4件であるが、そのほとんどを同県弁護士会の常勤弁護士のうち1名が受任し担当している。その他、当該常勤弁護士1名は、死刑事件6件、少年事件10件をこれとは別に受任している。⁹

5 裁判手続上の課題について

(1) 弁護士費用

刑事の場合、サワナケート県の事件の控訴審は南部チャンパサック県の裁判所に係属するが、控訴審もサワナケート県の弁護士が担当になり、その多くは常勤弁護士が担当している。

裁判所からの委任事件の場合、弁護士費用は1件あたり35,000KIP（視察当時のレートで3USD未満）のみと極めて少額である。これは、死刑事件の被告人や親族との面談打ち合わせ、法廷での手続対応など含め、全ての手続に関する弁護士費用となる（なお、通常の依頼人から受任した場合の報酬は、当然これとは異なる）。少年事件でも同様の経済的な問題がある。

しかしながら、その弁護士費用は南部チャンパサック県の裁判所の予算不足で支出されないこともあり、弁護士の完全な自腹での活動が発生している。被告人のいる場所が遠方であるなど旅費や宿泊費が必要である場合があり、この場合、例えば担当事件の処理のため200km以上の距離の移動があったとしても、費用が全く支出されないこととなる。

(2) 選任時期の遅さ

裁判所からの担当弁護士任命後、2、3日以内に刑事事件の法廷が開かれて判決が下されるという事例が多い。その為、準備時間がなく、弁護活動が十分にできないという問題がある。

このような状況を踏まえ、裁判の直前からではなく、被疑者に対し捜査が進行している取調中から弁護士が刑事手続に参加するべきであると考えている。これに対し、依頼人から直接委任を受けた事件の場合には、逮捕後3、4日後には弁護士が

⁹ 上記刑事事件4件とは別に、県弁護士会を通さない個人受任の裁判所係属事件があるという趣旨であると思われるが、不明。

依頼人（被疑者や親族等）に対し対応可能である。

(3) 事件処理の長期化

刑事事件は通常の場合、裁判所での事件処理に1年～1年半程度かかるケースもあり長期化することがある。

民事事件の場合でも、視察当時、COVIDによる影響もあり事務処理が難しくなっているとはいえ、それを度外視しても9ヶ月を超えて長期化する事件が多い。

6 民法典の理解度についての課題について^{10 11 12 13}

弁護士の中には、民法典成立前の政府によるチャンパサックでの意見聴取会に参加したり、理解を深めている者もいる。^{14 15} しかしながら、多くの弁護士がそうであるわけではない。

ラオス民法典が2020年5月から施行されているが、弁護士全員が民法典や刑法典の条文の本を持っているわけではない。経験が少ない弁護士では、民法典の理解が不足しており、法律用語や民法典の具体的内容についても理解していない人も多い。現状、依頼人から法律上の質問をされても答えられないとか、法律の詳細について依頼人の方が詳しいという場合もあり得ることが懸念される。

もし可能であれば、弁護士への民法の研修、用語の理解の促進、さらにはどの条文を適用して具体的事件を解決すべきなのかなど、弁護士に対し民法典の詳細に至る研修を実施することが必要である。民法典は量が多いので自主的に読み理解することが難しいが、研修を受けた後は、自分で勉強することが必要となるし可能となる。¹⁶

弁護士の手持ち資料は、国会や政府から1冊持ってきて、それをコピーして使用し

¹⁰ 2018年民法典（55号／国民議会）。2020年5月27日施行開始（630条1項）。

¹¹ 法律の普及の困難性については、前稿記載のルアンナムター県同様の困難性が感じられる。ただし、サワンナケート県はラオスの中では比較的人口も多い県であり、ヴィエンチャンからも主要道路が通じており航空便もあることから、県中央部へのアクセスは必ずしも悪くない。そのような状況下であっても情報普及が難しいという点を理解する必要がある。

¹² 阿讃坊明孝「各国プロジェクトオフィスから」ICD NEWS第92号124頁（2022.9）（<https://www.moj.go.jp/content/001381613.pdf>、2022年12月7日最終閲覧）。

ラオスに限られないが、首都と比較し、地方は飛行機や電車でアクセスできる場所は限られ、陸路では移動に長時間を要し、移動コストも上がり、必ずしも容易に移動できるとは限らないため、情報伝達について大きな影響が生じる。これは、地方県の中心都市と遠隔地にある町との間の情報伝達事情についても同様である。オンライン環境整備についても、遠隔地ほどインフラが整っておらず、類似の状況が見られ得る。

ただし、前掲注5のとおり、それでもサワンナケート県は前稿ルアンナムター県と比較し、人口の多い県である。

¹³ 松元秀亮「ラオス法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動の現状と課題」ICD NEWS第35号39頁～40頁（2008.6）（<https://www.moj.go.jp/content/000010350.pdf>、2022年12月7日最終閲覧）が指摘するように、人材育成は長期的な取り組みが必要であり、実務に活かせるレベルに達するには繰り返し研修の機会が与えられることが重要である。

ただし、資金的な問題は避けられず検討の必要があることは当然である。

¹⁴ 入江克典「ラオス民法典の概要（総論）」ICD NEWS第79号32頁（2019.6）（<https://www.moj.go.jp/content/001300677.pdf>、2022年12月7日最終閲覧）。

¹⁵ 松尾弘「ラオス法整備支援20年とその成果としての民法典」ICD NEWS第79号26頁（2019.6）（<https://www.moj.go.jp/content/001300678.pdf>、2022年12月7日最終閲覧）の記載から、回答された意見聴取は、2015～2017年実施のパブリックヒアリング及び2017年～2018年の国会審議段階におけるものであると思われる。

¹⁶ 石岡修「基調講演 法整備支援の魅力～ラオス民法典起草支援の経験から」ICCLC NEWS 第64号14頁（2020.2）（https://www.icclc.or.jp/icclc-news/news_64.pdf、2022年12月7日最終閲覧）の指摘によれば、法律を作ることも重要だが、法律がラオスにおいて実際に使われ有効に機能するためには、それを根付かせることが法律起草以上に重要であるとしており、非常に説得力が強い。

ている状況であり、当地では文献が不足している。

7 無償法律相談の運営についての課題について

お金がない方、暴力被害を受けた女性、体が不自由な方などへの支援に関する無償法律相談に関連し、数年前はアジア財団から支援によりサワンナケートの10郡へ配分された予算から、相談1件ごとに費用を頂いていた。¹⁷ しかしながら、今ではその支援による当県の弁護士への費用負担は終了している。

その為、現在では、無償法律相談実施に対する運営費、スタッフの給与等の経費支払いのため、例えば400万KIPの弁護士報酬を受領した場合には、当該弁護士が20万KIPを寄付することなどとし、運営を継続しようと努力している。

(サワンナケート県司法局外観)



¹⁷ 入江・前掲注4) 33頁。当該アジア財団からの支援は、法律扶助基金による支援のことであると思われる。

(弁護士執務室・2室が県司法局から弁護士会へ提供されている)



(県司法局内・県弁護士会の方達との面談)





第4 村落調停ユニット (Village Mediation Unit: VMU)

(サワンナケート県カイソーンポムヴィハーン市ナトゥイ村)

1 視察先概要

ラオスの民事訴訟法の想定する紛争解決方法としては、話し合いや調停という裁判外紛争解決手続や和解は非常に重視されていると考えられる。

ラオスの民事訴訟法上、¹⁸ 商事事件については、訴えに先立ち、債務の弁済請求、債務の整理や調停を実施しなければならない（同法40条）。加えて、家族関係、家畜の所有権、通路の要求、土地使用权、商事事件、少年事件、労働事件、行政事件などは、訴訟提起前に村落調停又は関係機関の調停の手続等を経ることが要求されている（同法194条1項、198条）。なお、高額な争いのみが直接裁判所へ訴えることができる（同法194条2項）。そして、法律に定める調停を経ない場合には、訴状が不受理（同法170条1号2号）となる。

また、訴訟係属後においても、裁判所は訴訟手続のいかなる段階においても当事者の平和的解決を模索するために和解を試みる義務を有しており（同法18条）、当事者の申し立て又は裁判所自身の判断により和解手続を実施することができる（同法195条）。更に、商事事件（同法41条）、離婚事件（同法46条）などについては、裁判所は、判決を下す前に和解手続を実施して適切な解決を模索しなければならないとされている。

このように、ラオスの紛争解決において重要な役割を果たしている話し合いの手続のうち、本件視察先は、訴訟提起前の村落調停を実施するために設置されている機関である。

2 視察日時：2022年2月7日 午前10時14分～午前12時00分

¹⁸ 2012年民事訴訟法（13号／国民議会）

同村村長のほか、ホーン村落調停チーフ（副村長）、プースン村落調停副チーフ（ラオス国家建設戦線所属）、パンマハ村落調停副チーフ（女性同盟所属）が視察に対応して下さり、県及び郡の司法局立会の下、お話を伺った。なお、村落調停を担当する彼らが回答するに際しセンシティブな部分については、立会人に気を使い、正直な回答が得られていない可能性は考慮する必要がある。

3 調停ユニットについて

(1) 構成

調停ユニットメンバーのうち、3名が視察時の面談に参加して下さった。村長が調停の指導管理を行っており、調停ユニットは常勤ではなく、調停事件が発生した場合にのみ活動する。

ユニット内には、一般と少年の2つのグループがある。少年の方には、少年が怖がるなどの問題があるので、警察所属のメンバーは調停手続に入れないこととなっている。

(2) ユニットメンバーの任期・選任

調停ユニットメンバーには任期は定められておらず、メンバーが辞めるなどして欠員が生じた場合、村長が指名した者の名前を記載した新しい名簿を郡の司法局に提出し、郡の長が許可して選任することとなる。

メンバーについては、各組織（村の女性同盟、青年同盟、ラオス国家建設戦線、副村長、党委員長、警察）から1人ずつ選出する。

4 ナトゥイ村の村落調停ユニットでの事件処理について

(1) 調停事件概況

年間の平均事件数は3、4件程度であり、一般的には窃盗、暴力、消費貸借、夫婦関係、離婚の事件等が多い。他の村においては、村の基金からお金を借りて返さないなどの問題もあるとのことである。

事件の端緒は、被害者からの申告（窃盗事件等の場合）、隣家や親戚からの申告（親子関係の場合）などである。

(2) 調停手続

調停開始にあたっては、事前に調停手続を双方に説明するのではなく、調停期日の冒頭に、調停の具体的内容や進め方を双方に伝えることとなる。

平均的な1回の調停期日に要する時間はおよそ2時間ほどであり、1件の事件あたり1回の調停を開催する。調停には、調停ユニットメンバー5名が関与し、当事者は申立人と相手方双方が同時に立ち会う同席調停である。少年の場合は、両親も共に調停に参加する。

調停進行中は、別の当事者が話しているときには、他方はしっかり聞くように説明をしている。当事者が感情的な時は、双方を分けて別席調停とし、一方のみの当

事者の話を聞く方法も実施する場合がある。

処理が困難な事件、例えば子供が親から暴力を受けている場合や精神的被害を被っている場合、調停ユニットメンバー2、3名が自宅を訪問し、現地調停を実施し解決することもある。そのような調停実施であっても、親は一般的には調停実施自体を断ることなく協力的であるとのことであり、村落内で面識がある者による手続であることが円滑な運営に影響している可能性が考えられる。

(3) 調停の解決内容の具体例

同村では詳細は不明であるが、解決不能であった事件はないとのことである。

例えば窃盗事件の場合の調停の具体例としては、両当事者には、調停開始時に、誰が間違っているとか、調停で刑を与えるとかいうことはなく、調停ユニットはそのようなことを判断する立場にはないと伝える。その上で、加害者が事件を認めるなら、再び行わないように加害者を説得し当事者同士を和解させる。

もし、被害者が盗品を取戻したいと述べた場合、加害者には売却先などに連絡し取り戻してもらおう。もし取り戻しが不可能であれば加害者からの弁償の話を進める。加害者に弁償資金がなかった場合、例えば両親に話して少しずつ返済してもらおうように話を進めたりもする。

また、例えば親の子に対する暴言の事件などの場合には、親子双方が納得し、かつ遺恨を残さないように、双方を説得するように努めている。

5 調停ユニットメンバーの法律知識について

調停ユニットメンバーであっても、ラオス民法典が施行されていることは知っていたとしても、内容については分からないことが多い。法律に関する各種資料は必要だが、資料だけでは不十分で、読むだけでは内容を理解できない。詳しい人が来て説明してもらったのが一番良いとのことである。

なお、郡司法局によれば、郡による各種法律の普及活動（民法典以外も含む）としては、毎年、67村（サワンナケート14郡とカイソンポムヴィハーン市）を訪問して実施されている。例年、基本的な法律の知識を学ぶ研修であり、1グループに4村の村長と副村長などを集め、司法省からのマニュアルに沿って、刑事民事含め幅広く研修を実施している。

しかし、それ以外の市民レベルでは、民法典の詳しい内容を知らないと考えて貰えば良いとのことである。

(ナトゥイ村役場・調停室でのインタビュー)





(ナトゥイ村役場・入口)



(ナトゥイ村役場・外観)



第5 おわりに — 課題への総合的対応

1 地方の実情の提供

前稿冒頭で述べた通り、前稿及び本稿の目的は、ラオスにおける Access to Justice の状況に関連する視察訪問時の調査を基に、地方の各機関の実情について報告することである。そのため、地方への Access to Justice 普及と向上へ向けた個別課題について、対応策を詳細に考察することは本稿の目的ではなく、ここでは差し控える。

反面、実情視察としては、わずか2県4機関のみからではあるものの、機関ごとの置かれた状況や直面する問題点など、地方における Access to Justice に関連する課題につき生の声を聞くことができた。ラオスにおける Access to Justice、ひいては法の支配の今後の発展に向けて、実情把握に資するため、地方の直面する状況について、前稿及び本稿が具体定理解に資することができていれば幸いである。

2 総合的改善の必要性

なお、本件視察のみにおいても、現地における文献・物資・資金不足、法律知識及び情報の伝達普及の困難さ、人材育成の必要性、弁護士不足及び偏在、法律相談や弁護士などの重要性が知られていないこと、機関ごとの運営及び事務処理上の問題など、様々な要検討事項が浮上した。

全ての問題点は法制度の基盤の発展において重要な問題であるという点で関連しており、一つの問題点のみを対処すれば解決するというものではない。この点、私の所属するラオスにおける JICA 法の支配発展促進プロジェクト（2018年7月～

2023年7月)¹⁹は、民法典・刑法典を含む基本法の理論的研究と普及、法律分野の中核人材の育成などに携わって来ており、Access to Justiceにおける人々の紛争解決におけるアクセス先司法機関の解決の質の向上のため必須の支援である。ただし、それだけではなく、その他の法的紛争解決に向けたアクセス方法の充実やアクセス後の運営確保、幅広い人材のレベルアップ、法情報の幅広い普及など、全体的な問題点の解決により初めて充実した Access to Justice や法の支配が確立されることとなる。端的に言えば、仮に素晴らしい法律があっても優秀な裁判官や弁護士がいても、その紛争解決制度が利用されなければ意味がなく、逆に紛争解決制度へのアクセスが十分であっても、法に基づく適切な解決がなされなければ利用価値がなくなってしまう。その意味において、ラオス政府自身による改善作業はもとより、それを側方支援する JICA 及び各国各機関が時間をかけて各種問題点に対して総合的に改善を進めていくことにより、全体的に解決されていくべき問題である。

ラオスにおける JICA の当プロジェクト期間は間もなく一旦区切りの時期を迎えるが、当地でのプロジェクトが今後も継続する限り、ラオスにおける法制度発展の必須の一助となることを信じている。

¹⁹ JICA「法の支配発展促進プロジェクト プロジェクト概要」(<https://www.jica.go.jp/project/laos/025/outline/index.html>, 2022年12月7日最終閲覧)